

建設業許可後の手引き

(知 事 許 可 関 係)

福 岡 県 建 築 都 市 部 建 築 指 導 課

許可後に行う主な手続等

許可業者全員

・ 標識の掲示

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければなりません（建設業法第40条）。

※ R2.10改正法により、現場に掲げる標識の掲示義務が元請のみとされました。

・ 決算期ごとの変更届出書の提出（決算報告）

毎営業年度経過後4ヶ月以内に提出が必要（建設業法第11条第2項）。

・ 許可の更新申請（5年ごと）

許可の有効期限が切れる3ヶ月前から30日前までに更新申請書を提出すること。

許可内容に変更があった場合

- 許可内容に変更があったときは、決められた期間内（「建設業許可申請の手引き」参照）に**変更届**を提出すること。
- 福岡県に指名願いを提出している場合は、上記許可の変更届とは別に**指名願いの変更届出書**の提出も必要です。（詳細は福岡県庁ホームページの建築指導課のページを参照）

建設業を廃業した場合

- 建設業を廃業したときは、廃業した日から30日以内に**廃業届**を提出してください。
- 福岡県に指名願いを提出している場合は、上記許可の廃業届とは別に**指名願いの変更届出書**も提出も必要です。（詳細は福岡県庁ホームページの建築指導課のページを参照）

（注）提出方法及び様式については、「建設業許可申請の手引き」の各項目を参照してください。

※ 他の法令の規定により、建設業許可以外にも届出等が必要となる場合

みなし登録電気工事業者の電気工事業の開始届出について

建設業法の許可を受けた建設業者の場合で、電気工事業を営もうとする場合は、電気工事業法に基づく、みなし登録電気工事業者の登録をおこなわなければなりません。

詳細は下記で確認のうえ、登録の手続きを行ってください。

- ① 福岡県庁ホームページトップページで「電気工事業登録」と入力して検索をクリック
- ② 福岡県庁ホームページ**電気工事業登録について**をクリック

問い合わせ先：福岡県商工部 工業保安課 高圧ガス電気係

電話：092-643-3439（直通）

092-651-1111（代表）（内線3745、3746）

「建築一式」、「大工」及び「内装仕上」工事業者の方へ

建築物の改修・改造工事では、建築確認申請が不要な場合であっても、建築基準法に適合することが求められます。

事前に、建築士や建築基準法を所管する行政庁に相談してください。

目 次

1. 建設業の営業にあたっての許可業者の遵守事項	1
(1) 建設業の許可について	1
(2) 技術者の配置	1
(3) 工事請負契約書の適正化	5
(4) 元請負人の義務	6
(5) 標識の設置	9
2. 建設業許可後の許可申請等について	10
(1) 許可の更新	10
(2) 許可業種の追加	10
(3) 許可換え	11
(4) 許可申請手数料等	11
3. 監督処分	12
(1) 指示処分	12
(2) 営業の停止処分	13
(3) 許可の取消処分	13
(4) 営業の禁止	13
4. 罰 則	14
5. 建設業許可に関する書類等の提出先	15
6. 建設業許可申請書等の用紙販売所	17

本書において使用した法令等の略語は、次のとおり。

法：建設業法 令：建設業法施行令 規則：建設業法施行規則

1. 建設業の営業にあたっての許可業者の遵守事項

(1) 建設業の許可について

ア 許可を受けていない業種の工事は請負うことができません。

ただし次に掲げる場合についてはこの限りではありません。

(ア) 建設業法施行令第1条の2に定める軽微な工事

(イ) 許可を受けた建設工事に附帯する建設工事

イ 特定建設業の許可を受けていない者は、発注者から直接工事を請負ういわゆる元請の場合、下請代金の総額は4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）となる下請契約は締結できません。

軽微な工事とは、

1. 建築一式工事の場合

1件の工事の請負代金の額が1,500万円未満の工事又は、延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事

2. 建築一式工事以外の工事

1件の工事の請負代金の額が500万円未満の工事

附帯工事とは、

請負った建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事で、その工事自体が独立の使用目的に供されるものでない工事

(2) 技術者の配置

建設工事の適正な施工を確保するために、営業所や工事現場に一定の施工技術を有する技術者で請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を置かなければなりません。

営業所や工事現場に置かなければならない技術者は次のとおりです。

ア 営業所の専任技術者

建設業の許可を受ける際にその営業所ごとに置かなければならない専任の技術者（他社の技術者などを兼ねることはできません。）

イ 工事現場に配置する技術者

(ア) 主任技術者

元請・下請を問わず工事現場に置かなければならない技術者

(イ) 監理技術者

発注者から直接請け負った(元請の)特定建設業者が、総額で4,500万円以上(建築一式工事にあつては7,000万円以上)の工事を下請に出す場合に、主任技術者にかえて工事現場に置かなければならない技術者(法第26条第2項)

ウ 専任の主任技術者・監理技術者が必要な工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で工事一件の請負代金の額が**4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)**以上のもの(下記オ参照)を施工する場合、必ず工事現場に専任の主任技術者又は監理技術者(工事現場の重複は認められない)を置かなければなりません。(法第26条第3項)

ただし、R2.10に施行された改正建設業法により、監理技術者の職務を補佐する技術者(以下「監理技術者補佐」といい、この監理技術者補佐を置く監理技術者を「特例監理技術者」という。)を各現場に専任で配置する場合は、2現場までは監理技術者の兼務が認められることとなりました。(法第26条第3項ただし書き)

エ 監理技術者補佐について

主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

オ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事について

公共性のある工作物に関する重要な工事とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が4,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)のものをいう。(建設業法施行令第27条)

(ア) 国又は地方公共団体が注文者である施設または工作物に関する工事

(イ) 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道

(ウ) 電気事業用施設(電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。)又はガス事業用施設(ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。)

(エ) 次に掲げる施設または工作物に関する建設工事

石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設、電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者が同条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第2条第3号の2に規定する放送事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館または展示場、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、寺院、神社又は教会、工場、

ドック又は倉庫、展望塔

カ 技術者の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。

「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は、常時継続的に当該建設工事現場に置かれていなければなりません。よって、営業所の専任技術者は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者になることができません。

キ 監理技術者資格者証制度

工事現場ごとに専任でなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という）の交付を受けた者及び国土交通大臣登録講習実施機関の「講習」を受講した者でなければなりません。また、当該建設工事に従事する監理技術者は発注者から請求があったときは、資格者証及び監理技術者講習終了証を提示しなければならず、常時携帯しておく必要があります。

○ 監理技術者資格者証の交付機関

一般財団法人 建設業技術者センター 福岡県支部

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東3丁目14-18 福岡県建設会館 4F

TEL 092-471-1847

※ 監理技術者資格者証は、インターネットによる申請も可能です。詳細は建設業技術者センターホームページ (<https://www.cezaidan.or.jp/>) をご確認ください。

○ 監理技術者講習の実施機関

国土交通省のホームページでご確認ください。

(<https://www.mlit.go.jp/> / → 政策・法令・予算 → (2) 政策情報・分野別一覧 → 土地・建設産業 → 土地・不動産・建設業 → 建設業 → 建設業に係る登録制度 → 各種実施機関一覧 → 監理技術者講習の実施機関一覧)

以上の技術者となるために必要となる資格は別表1及び「建設業許可申請の手引き（有資格コード一覧）」を参考にして下さい。（実務経験による資格も認められています。）

専任の技術者や経營業務の管理責任者は、常勤（専任）の者でなければなりません。
なお、必要に応じて実地調査を実施します。

建設業法における技術者制度（別表１）

許可を受けている業種		指定建設業（７業種） <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 土木工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 造園工事業 </div>			そ の 他 (左以外の２２業種)		
建設業の許可制度	許可の種類	特 定		一 般			
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
元請工事における下請金額合計	* 4,500 万円以上	* 4,500 万円未満	* 4,500 万円以上は契約できない	*4,500万円以上	*4,500万円未満	* 4,500 万円以上は契約できない	
工事現場に置くべき技術者 (在籍出向不可)	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		
技術者の現場専任(在籍出向不可)	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負契約が**4,000万円以上のときに必要						
監理技術者資格者証の必要性	必 要	必 要 ない		必 要	必 要 ない		

* 建築一式の場合は 7,000万円以上
 ** 建築一式の場合は 8,000万円以上

(3) 工事請負契約書の適正化

ア 契約書の作成

- (ア) 建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期、請負代金の支払時期方法等下記の事項を記載した契約書を取り交わさなければなりません。(法第19条)

契 約 書

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手・完成時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めの内容
- ⑤ 前払金・出来高払の時期及び、方法
- ⑥ 一方からの申出による設計変更又は工事中止の場合における工期又は代金の変更、損害の負担及びそれらの算定方法
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更、損害の負担及びその額の算定方法
- ⑧ 価格変動等による請負代金又は工事内容の変更
- ⑨ 工事施工により第三者が損害を受けた場合の賠償金の負担
- ⑩ 注文者が資材提供又は機械貸与するときの内容及び方法
- ⑪ 注文者の完了検査の時期及び方法、引渡しの時期
- ⑫ 完成後の請負代金の支払時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物の瑕疵担保責任又は保証保険契約の締結その他の措置の内容
- ⑬ 履行遅滞、債務不履行の場合の遅延利息、違約金、その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

イ 公正な契約

- (ア) 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して通常必要とみられる原価に満たない金額で契約してはなりません。(法第19条の3)
- (イ) 注文者として請負契約を締結後、取引上の地位を不当に利用しその注文した工事に使用する資材又はその購入先を指定し、これらを購入させ、その利益を害してはなりません。(法第19条の4)

ウ 工期の適正化 (R2.10施行の改正建設業法により追加)

- (ア) 注文者は、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されました。(法第19条の5)
- (イ) 注文者は、工期に又は請負代金に影響を及ぼすおそれのある事象(①地盤の沈下、地下埋蔵物による土壌の汚染等の地中の状態に起因する事象、②騒音、振動その他の周辺の事情に配慮が必要な事象)について認識している情報を契約締結までに通知す

ることが求められます。（法第20条の2）

(ウ) 建設業者は、建設工事の見積りにあたって工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにし、見積を行うよう努めなければなりません。（法第20条第1項）

(エ) 国の中央建設業審議会が工期に関する基準を作成し勧告することとされました。（法第34条第2項）

エ 一括下請負の禁止

請負人が請け負った建設工事をそのまま一括して他人に請け負わせる行為は注文者の信頼に反するものであり、実際上の工事施工の責任を不明確にし、ひいては工事の適正な施工を妨げるものです。また中間において利潤をとられる場合が多く、請負代金の増嵩又は工事の質の低下を招くことも予想され、建設業法ではこれを「一括下請負」といい、いかなる方法をもってするかを問わず、①建設業者が一括して請け負わせること、②建設業を営む者が一括して請け負うこと、いずれについても原則として禁止しています。（法第22項第1項、第2項）

一括下請負になるかどうかの判断基準は、元請負人がその工事の施工に関し、実質的に関与することなく以下の場合に該当するときとされています。

① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

② 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

また「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことを言います。

一括下請負の禁止の例外として、民間工事（分譲マンションの新築工事を除く。）については、「発注者」の書面による事前承諾がある場合には適用されません。（建設業法第26条第3項）ただし、公共工事にこの例外は適用されません。（一括下請負の全面禁止）

なお、下請負間契約の場合も事前承諾は「発注者」が行う必要があり、下請負人における元請負人の承諾ではないことに注意が必要です。

(4) 元請負人の義務（元請負人は下記のこと守らなければなりません。）

ア 下請負人の意見聴取

元請負人は、請け負った工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聞かなければなりません。（法第24条の2）

イ 中間払・完成払

元請負人は、工事の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、当該支払いに相応する

下請代金を1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。(法第24条の3第1項)

また、下請代金のうち労務費部分について、現金で支払うよう配置しなければなりません。(法第24条の3第2項) (R2.10施行の改正建設業法により追加)

ウ 前金払

元請負人は、前金払の支払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集、その他工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。(法第24条の3第2項)

エ 検査・引渡し

元請負人は、下請負人から工事を完成した旨の通知を受けたときは、20日以内に検査を行い、検査を完了した後、下請負人が申し出たときは直ちに工事目的物の引き渡しを受けなければなりません。(法第24条の4)

オ 下請代金の支払期限

特定建設業者が注文者になった場合の下請代金の支払期日は前記(エ)の下請負人の工事目的物引き渡しの申し出の日から起算して50日以内でかつ、できる限り短い期間内で定めなければなりません。

ただし、下請負人が特定建設業者又は資本金が4千万円以上の建設業者である場合はこの限りではありません。

また、下請代金の支払期日が定められなかった場合は、引き渡しの申し出があった日から起算して50日を経過する日が下請代金の支払期日と見なされます。(法第24条の6第1項、第2項)

カ 下請代金の支払方法

特定建設業者は、下請代金の支払いにつき下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。(法第24条の6第3項)

キ 支払いにかかる遅延利息

特定建設業者は、下請代金を支払期日までに支払わなかったときは下請負人の工事目的物の引き渡しの申し出の日から起算して50日を経過した日から下請代金の支払いをする日までの期間についてその日数に応じ未払金額に対し、一定の遅延利息を支払わなければなりません。(法第24条の6第4項)

ク 不利益取扱いの禁止 (R2.10施行の改正建設業法により追加)

元請負人が前期(3)イの(ア)又は(イ)、(4)イ(上段のみ)、エ、カ、キに

違反した行為を行った事実を下請負人が許可行政庁等に通報したことを理由として、当該下請負人に対し取引の停止等の不利益な取扱いしてはなりません。（法第24条の5）

ケ 下請負人に対する指導

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該工事の下請負人がその工事の施工に関し、建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法の規定に違反しないよう下請負人の指導をし、違反していると認められる下請負人に対してその事実を指摘し、是正を求めるとともに下請負人が是正しない場合は当該下請負人の建設業の許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事が行われる区域を管轄する都道府県知事に、建設業の許可を受けていない場合は、その建設工事を管轄する都道府県知事に通報しなければなりません。（法第24条の7）

コ その他

許可を受けた建設業者が建設業法の諸規定及びその業務に関し他の法令に違反した場合は、建設業法に基づき指示、営業の停止、許可の取消等の処分が行われる場合がありますので充分留意してください。

（監督処分の項を参照のこと。）

元請・下請の契約関係は、双方が対等の立場で合理的に決定すべきものです。
「建設工事標準下請契約約款」に準拠した契約書を作成しましょう。

(5) 標識の設置

建設業の許可を受けた方は、必ずその店舗及び工事現場ごとに、公衆の見やすい場所に次の標識を掲げてください。(法第40条)

また、平成23年12月27日付で建設業法施行規則別記様式第29条が改正され、建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識の大きさが「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改められました。

様式第二十八号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
~~~~~				
40 cm 以上			国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
	この店舗で営業 している建設業			
← 40 cm 以上 →				

#### 記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

様式第二十九号(第二十五条関係)

### 建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事 許可( )第 号		
	許可年月日			
← 35 cm 以上 →				

#### 記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項の規定に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

## 1. 建設業許可後の許可申請等について

### (1) 許可の更新

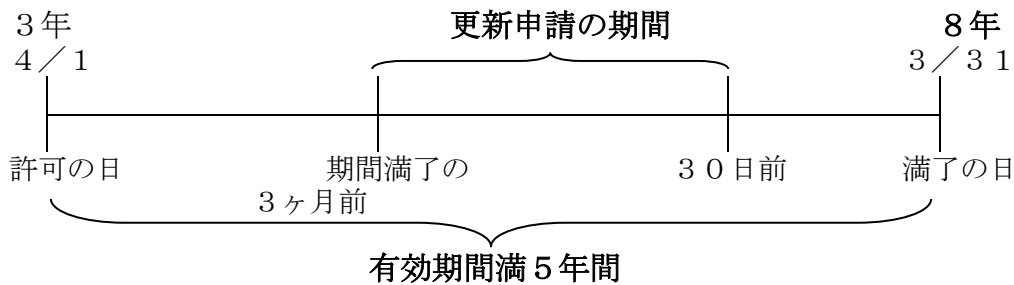
建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の対応する日の前日をもって満了します。

例えば、令和3年4月1日に許可を受けた場合は令和8年3月31日が満了日です。（満了日が日曜日等の休日であってもその日をもって満了するので注意してください。）

従って、引き続き建設業を営もうとする場合は、期間が満了する30日前までに、最初の許可を受けたときと同じ手続により許可の更新手続きをしてください。

なお、福岡県では有効期間満了の3ヶ月前から受付を行っていますからできるだけ早く手続きをしてください。（法第3条第3項）

また、更新の手続きの際には、現在有効の許可申請書副本等を持参してください。



#### 虚偽申請をしてはいけません。

建設業許可申請書は、建設業を営もうとする許可申請者が建設業法の期待する建設業者たりうるか、許可しうるかどうかを判断する重要なものです。

したがって、この書類の作成に関する重要な事項については虚偽の記載があれば、許可を受けられないか、許可を受けた後であっても許可を取り消されることになっており、さらに、このような理由で許可を取り消された場合には、許可の取り消しの日から5年を経過しなければ、新たに許可を受けられないこととなりますから、十分注意して作成してください。

なお、建設業許可申請書及び変更届等は、誰でも閲覧ができます。

### (2) 許可業種の追加

建設業許可は、業種別許可制度です。（29業種に分かれています。）

現在、受けている許可業種以外の工事は、軽微な工事又は、附帯工事を除いて請け負うことはできません。

許可を受けている業種以外の工事を請け負う場合は、その工事にかかる業種の許可を受けてください。

#### ※ 業種追加と同時に許可更新を申請する場合

業種追加と同時に許可更新を申請する場合は、審査期間が一定期間必要ですので、原則として知事許可は許可更新日の2ヶ月前までに申請を行うようにしてください。

### (3) 許可換え

許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合には、新たな許可行政庁から新たな建設業の許可を受けることが必要です。この場合、従前に受けていた建設業の許可の効力は、新たな許可を受けたときに失われます。(法第9条、第17条)

なお、許可換えを受けようとするときは、全く新規に許可を受ける場合と同様の手続きにより、新たに許可を受けようとする許可行政庁に許可申請書及びその添付書類を提出することになります。(法第9条第2項)

許可換えが必要となるのは、次の場合です。

ア 国土交通大臣の許可を受けた者が、1つの都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなったとき。

「大臣許可から知事許可へ許可換え」

イ A県知事の許可を受けた者が、その都道府県の区域内における営業所を廃止して、他のB県の区域内に営業所を設置することとなったとき。

「A県知事の許可からB県知事の許可へ許可換え」

ウ 知事の許可を受けた者が、2つ以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなったとき。

「知事許可から大臣許可へ許可換え」

### (4) 許可申請手数料等

許可申請に伴う手数料等は、下記のとおりです。

#### ア 知事許可の場合（福岡県領収証紙）

申請の区分	現に受けている建設業許可の区分	申請しようとする建設業許可の区分	許可手数料 (福岡県領収証紙)
新規	なし	一般建設業	90,000円
〃	なし	特定建設業	90,000円
新規(区分の変更)	一般建設業	特定建設業	90,000円
〃	特定建設業	一般建設業	90,000円
新規(業種の追加)	一般建設業	一般建設業	50,000円
〃	特定建設業	特定建設業	50,000円
更新	一般建設業	一般建設業	50,000円
〃	特定建設業	特定建設業	50,000円

※ 許可の区分ごとに手数料が必要となりますので、一般と特定の許可を持っており、それぞれ同時に更新する場合、合計100,000円が必要となります。

#### イ 大臣許可に許可換えする場合

申請の区分	現に受けている建設業許可の区分	登録免許税	許可手数料 (収入印紙)
新規	一般建設業	150,000円	
〃	特定建設業	150,000円	

### 3. 監督処分

建設業者に対する監督上の行政処分としては、指示、営業の停止及び許可の取消の3種類があり、これらの行政処分は、当該建設業者を許可した国土交通大臣又は都道府県知事等が行うこととなっています。（法第28条～法第29条の4）

#### （1）指示処分

指示処分は、監督処分のうちでは最も軽い処分で、建設業法に違反した場合（法第19条の3、法第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除く。）、特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合、又は次のいずれかに該当する事実があった場合に、当該建設業者に対してそれを是正されるためにとるべき具体的な措置を命令するものです。（法第28条1項、2項）

#### 指示処分が行われる場合

- ① 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大である場合
- ② 請負契約に関して不誠実な行為をした場合
- ③ 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人（支配人及び支店又は営業所の代表者）が業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適切であると認められる場合
- ④ 一括下請負の禁止に違反した場合
- ⑤ 工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められる場合
- ⑥ 軽微でない建設工事について許可対象外業者と下請契約を締結した場合
- ⑦ 建設業者が、特定建設業の許可を受けていない元請負人から4,500万円（建築一式工事業にあつては7,000万円）以上の建設工事を請け負った場合
- ⑧ 建設業者が、情を知って、営業の停止又は営業の禁止を命ぜられた者と停止又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結した場合

なお、以上に掲げたもののうち、①から③に該当するものについては、当該建設業者に指示処分を行うほか、特に必要があると認められるときは、工事の注文者に対しても適当な措置をとるよう勧告することができます。

## (2) 営業の停止処分

指示処分を行う場合は、事件が比較的軽微な場合ですが、前述の指示処分の①から⑧までのいずれかに該当し、その事実について情状が重く、指示処分のみでは十分でなく、かつ許可の取消処分に至るものではない場合には、営業の停止処分が行われます。営業の停止とは、請負契約の締結及び入札、見積等これに付随する行為の停止であり、営業の停止を命ずる期間は、1年以内の期間とされており、営業の停止を命ぜられる範囲は、事件の内容により、営業の全部又は一部について行われます。

また、指示処分を受けたものであっても、その指示に従わなかった場合においては、営業停止処分が行われます。（法第28条3項）

## (3) 許可の取消処分

許可の取消処分は、建設業を行うことを特に許していたことを解除することであり、次の場合になされます。（法第29条、法第29条の2）

- ① 経營業務の管理責任者がなくなった場合
- ② 営業所ごとに置くことになっている専任の技術者がなくなった場合
- ③ 許可を受けた後、許可拒否事由に該当することとなった場合
- ④ 営業所の新設、廃止等により許可換えを行わなければならない必要があるとき、それを行わなかった場合
- ⑤ 許可を受けた後1年以内に営業を開始しなかったり、1年以上営業を休止した場合
- ⑥ 廃業との届出の提出要件に該当するに至った場合
- ⑦ 不正の手段によって許可（許可の更新を含む。）を受けていた場合
- ⑧ 前ページの指示処分が行われる場合の①から⑧までに該当し、その情状が特に重い場合
- ⑨ 営業の停止処分に従わなかった場合
- ⑩ 建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できない場合

## (4) 営業の禁止

国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者等に対し、営業の停止又は許可の取消の行政処分を行う場合は、法人であるときはその役員及び処分の原因である事実について相当の責任を有する営業所長等に対し、個人であるときは処分の原因である事実について相当の責任を有する支配人等に対して、新たに営業を開始することを禁止しなければなりません。（法第29条の4）



## 4. 罰 則

ア 次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は、300万円以下の罰金に処せられます。（法第47条）

(ア) 許可を受けないで建設業を営んだ者。（第1項第1号）

(イ) 特定建設業の許可を受けないで、4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の下請契約を締結したとき又は、特定建設業の許可をもたない者と4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の下請契約を締結したとき。（第1項第1号の2）

(ウ) 営業停止の処分に違反して建設業を営んだ者。（第1項第2号）

(エ) 営業禁止の処分に違反して建設業を営んだ者。（第1項第2号の2）

(オ) 虚偽等不正の手段により許可を受けた者。（第1項第3号）

イ 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は、100万円以下の罰金に処せられます。（法第50条）

(ア) 申請書等に虚偽の記載をして提出した者。（第1項第1号）

(イ) 変更届を提出しない者、又は、虚偽の申請をしてこれを提出した者。（第1項第2号、第3号）

(ウ) 経営状況分析申請書及び経営規模等評価申請書等に虚偽の記載をして提出した者。（第1項第4号）

(注) 上記の主な罰則の他に、第45条から第55条までに規定する罰則があります。

## 5. 建設業許可に関する書類等の提出先

主たる営業所の所在地ごとに提出場所が次のように異なっております。

(令和3年7月現在)

	事務所	所在地	管轄市町村
主要 県 土 整 備 事 務 所	福岡県土整備事務所	〒812-0053 福岡市東区箱崎1-18-1 福岡県粕屋総合庁舎内 TEL 092-641-0168	福岡市（東区・中央区・城南区・ 早良区・西区の全部の区域。 博多区・南区の大部分の区域。） 糸島市、古賀市、糟屋郡 〈注1参照〉
	久留米県土整備事務所	〒839-0865 久留米市新合川1-7-27 TEL 0942-44-5224	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
	北九州県土整備事務所	〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-7-1 福岡県八幡総合庁舎内 TEL 093-691-2791	北九州市、中間市、宗像市、福津市 遠賀郡
	飯塚県土整備事務所	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎内 TEL 0948-21-4945	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
一 般 県 土 整 備 事 務 所	南筑後県土整備事務所 柳川支所	〒832-0823 柳川市三橋町今古賀8-1 福岡県柳川総合庁舎内 TEL 0944-72-2564	大牟田市、柳川市、大川市、みやま市 三潁郡
	直方県土整備事務所	〒822-0025 直方市日吉町9-10 福岡県直方総合庁舎内 TEL 0949-22-5639	直方市、宮若市、鞍手郡
	京築県土整備事務所	〒828-0021 豊前市大字八屋2007-1 福岡県豊前総合庁舎内 TEL 0979-82-3364	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
	朝倉県土整備事務所	〒838-0068 朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内 TEL 0946-22-1859	朝倉市、朝倉郡
	八女県土整備事務所	〒834-0063 八女市本村深町25 福岡県八女総合庁舎内 TEL 0943-22-6993	八女市、筑後市、八女郡
	田川県土整備事務所	〒825-0002 田川市大字伊田4543-1 TEL 0947-42-9117	田川市、田川郡
	那珂県土整備事務所	〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 福岡県筑紫総合庁舎内 TEL 092-513-5572	福岡市内（博多区と南区の一部の区域） 〈注1参照〉 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、 筑紫郡

<注1> 那珂県土整備事務所が管轄する地域

福岡市内に所在地があっても博多区と南区の一部の区域は那珂県土整備事務所管内になります。

博 多 区			
金  の  隈	1～2丁目 (一般国道3号以西の区域)	春      町	1～3丁目
西  月  隈	1、3～6丁目	西  春  町	1～4丁目
井  相  田	1～3丁目	光  丘  町	1～3丁目
東  光  寺  町	1～2丁目	新  和  町	1～2丁目
那      珂	1～6丁目	昭  南  町	1～3丁目
東  那  珂	1～3丁目	元      町	1～3丁目
竹      下	1～7丁目	竹  丘  町	1～3丁目
板      付	1～7丁目	寿      町	1～3丁目
三      筑	1～2丁目	相  生  町	1～3丁目
諸      岡	1～6丁目	南  八  幡  町	1～2丁目
大  字  板  付		南  本  町	1～2丁目
麦      野	1～6丁目	銀  天  町	1～3丁目
東  雲  町	1～4丁目		
南      区			
高      木	1～3丁目	日      佐	1～5丁目
五  十  川	1～2丁目	向  新  町	1～2丁目
井      尻	1～5丁目	警  弥  郷	1～3丁目
折  立  町		柳      瀬	1～2丁目
横      手	1～4丁目	弥      永	1～5丁目
横  手  南  町		弥  永  団  地	
的      場	1～2丁目		

## 6. 建設業許可申請書等の用紙販売所

(令和3年7月現在)

県土整備事務所管内	団体名	所在地	電話番号
福岡県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 本部販売所	福岡市東区箱崎1-1-1 福岡土木会館(1F)	092-641-5060
	福岡県建設業協同組合 県庁内販売所	福岡市博多区東公園7-7 福岡県建築都市部建築指導課内(7F)	092-651-7510
久留米県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会久留米支部	久留米市新合川1-6-57	0942-44-7777
	うきは市建設業協同組合	うきは市吉井町255-4 浮羽建設会館内	0943-75-3850
南筑後県土 整備事務所管内	柳川土木協同組合	柳川市三橋町大字今古賀6-3 柳川土木会館	0944-72-2051
	大牟田建設業協同組合	大牟田市有明町2-2-19	0944-52-5261
京築県土 整備事務所管内	京築行政協力部会	豊前市大字八屋2007-1 京築県土整備事務所建築指導課内	0979-82-3364
朝倉県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会朝倉支部	朝倉市甘木1998-1	0946-22-3147
	甘木朝倉建設業組合	朝倉市甘木2045-11 甘木朝倉建設会館内	0946-22-6588
八女県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会八女支部	八女市本村38 八女建設会館内	0943-24-3300
北九州県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 北九州支部	北九州市八幡西区則松3-7-1 北九州県土整備事務所建築指導課内	080-2704-5368
	門司建設業組合	北九州市門司区黄金町11-20	093-372-3002
	宗像建設協会	宗像市東郷2-1-28	0940-36-1769
飯塚県土 整備事務所管内	飯塚建築士会	飯塚市立岩8-1飯塚総合庁舎 飯塚県土整備事務所建築指導課内	0948-21-4945
那珂県土 整備事務所管内	筑紫建設業協同組合	大野城市瓦田3-10-33	092-501-3431
	筑紫土木協会	大野城市白木原3-5-25 那珂県土整備事務所建築指導課内	092-581-5882

*「建設業許可申請・変更届書」、「経営事項審査申請書(経営規模等評価申請書・総合評定値通知請求書)」、「建設工事入札参加申請書・変更届書」等の関係用紙の販売窓口は、基本的には上記の各所ですが、品目等によって一部販売していない場合もありますのでお問い合わせください。

## 建設業法を遵守しましょう

経營業務の管理責任者や営業所の専任技術者が、他の建設業者と重複していないか全国の許可行政庁によるネットワークシステムによりチェックし、重複した場合は厳正に対処（許可の取消等）しています。

絶対に名義の貸し借りは行わないように、また変更等があった場合は早急に定められた書類を提出するようにしてください。

## 許可の有効期限は満5年です

許可年月日の5年後の前日で許可は満了します。  
許可期限が切れる30日前までに更新申請を行ってください。

令和4年12月作成  
〒812-8577  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県建築都市部 建築指導課 建設業係  
電話 092-651-1111（代表）  
内線4677、4678  
092-643-3719（直通）